

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年5月20日)

【件名】

- 1 鳥取県子どもの貧困対策推進計画の策定について
(福祉保健課) ··· 1
- 2 社会福祉法人みのり福祉会における損害賠償等請求事件の和解合意等について
(福祉保健課) ··· 3
- 3 「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第3回PT会議の開催結果について
(障がい福祉課) ··· 12
- 4 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会第1回推進会議の開催結果等について
(障がい福祉課) ··· 17
- 5 鳥取県手話施策推進計画の策定について
(障がい福祉課) ··· 22
- 6 社会福祉法人だんのさとからの鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金の返還について
(長寿社会課) ··· 23
- 7 鳥取県老人福祉計画及び第6期鳥取県介護保険事業支援計画
~鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン~(第6期平成27~29年度)の策定について
(長寿社会課) ··· 24
- 8 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について
(子育て応援課) ··· 27
- 9 損害賠償請求訴訟の提起について
(子育て応援課) ··· 30
- 10 「子育て応援しとる券」の誤送付について
(子育て応援課) ··· 31
- 11 倉吉市で発生した乳児死亡事案への対応について
(青少年・家庭課) ··· 33
- 12 「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂について
(青少年・家庭課) ··· 34
- 13 「とっとり若者自立応援プラン」の改訂について
(青少年・家庭課) ··· 35
- 14 平成27年度熱中症予防啓発等に係る取組について
(健康政策課) ··· 36
- 15 がん診療連携拠点病院の指定更新について
(健康政策課) ··· 38
- 16 指定難病の追加について
(健康政策課) ··· 39
- 17 鳥取県地域医療構想の策定について
(医療政策課) ··· 43
- 18 県内看護師養成施設の入学者の状況等について
(医療政策課) ··· 45
- 19 第3回三朝医療センターのあり方に関するWGの検討結果について
(医療政策課) ··· 47

福 祉 保 健 部



鳥取県子どもの貧困対策推進計画の策定について

平成27年5月20日
福祉保健課

子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を本年3月に策定しました。

1 計画の趣旨

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定する。

なお、この計画は「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」及び「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進する。

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

4 計画の推進体制

- 市町村、教育委員会をはじめ、県民、関係団体等と相互に連携・協力
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、総合的な支援を展開

5 具体的な取組

「子供の貧困対策に関する大綱」及び本県の現状を踏まえ、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を柱として、関連施策を連動させ一体的に推進する。

6 達成目標

子どもの貧困対策の支援体制充実に向けた達成目標を設定

- (目標項目)
 - ・スクールソーシャルワーカーを全市町村に配置
 - ・生活困窮世帯、ひとり親家庭等の学習支援事業を全市町村で実施 等

7 計画の進捗管理

関連事業の遂行に際しては PDCA サイクルを取り入れ、子育て王国とっとり会議において進行管理。事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等を見直す。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画の概要

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく鳥取県を目指して～

【計画の趣旨】

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定する。

なお、この計画は「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」「とっとり若者自立応援プラン」及び「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進する。

【計画の位置付け】

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく計画

【計画期間】

平成27年度から平成31年度までの5年間

【計画の推進体制】

- 市町村、教育委員会をはじめ、県民、関係団体等と相互に連携・協力
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、総合的な支援を展開

【現状と課題】

- 生活保護世帯の子どもや就学援助を受けた児童生徒の数は増加傾向。
- 生活保護世帯の子どもの中退率が高い。きめ細かな支援が必要。
- 生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの高校卒業後の進学率は、県の全体平均と比べて大きな差がある。

【具体的な取組】

1 教育の支援 <ul style="list-style-type: none">・放課後や土曜日等における教育活動の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制の充実・キャリア教育の充実・生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進・高校等中退者への支援の充実・不登校、高校中退等の実態把握・人材確保も目的とした奨学金の充実 など	3 保護者に対する就労の支援 <ul style="list-style-type: none">・一般就労が困難な生活困窮者等に対する段階的な就労準備支援の推進・ひとり親の職業能力向上のための訓練促進 など
2 生活の支援 <ul style="list-style-type: none">・子どもの居場所づくりの充実・生活困窮者に対する包括的な相談支援・ひとり親家庭等の子育て支援の充実 など	4 経済的支援 <ul style="list-style-type: none">・保育料、小児医療費等の負担軽減・経済的理由により就学が困難な生徒に対する授業料の減免、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給・生活保護世帯の子どもの高校等進学時の入学料、就学中の授業料等の支給・など
	5 調査研究 <ul style="list-style-type: none">・貧困の実態や各種支援の実態を把握するため、必要な調査を実施

【達成目標】

目標項目	現行値(H26)	目標値(H31)
生活困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	4	
ひとり親家庭等学習支援事業の実施市町村数	2	
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	11	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	—	全19市町村
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	

【計画の進捗管理】

関連事業の遂行に際してはPDCAサイクルを取り入れ、子育て王国とっとり会議において進行管理。事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等を見直す。

社会福祉法人みのり福祉会における損害賠償等請求事件の和解合意等について

福祉保健課
平成27年5月20日

前理事長らの不適切な法人運営に関し、社会福祉法人みのり福祉会が前理事長らを相手取つて鳥取地方裁判所へ提起していた損害賠償等請求事件について、裁判所から和解勧告があり、平成27年3月3日に和解合意した旨、同法人から同年4月24日付けで別添のとおり報告書が提出されましたので報告します。

1 訴訟の概要等

(1) 訴訟の概要

- ①訴訟提起年月日 平成24年8月10日
- ②原告 社会福祉法人みのり福祉会（理事長：村田速実）
被告 前理事長、前事務局長
- ③請求の概要
 - ア 前理事長及びその親族との間の不適正な土地賃貸借について、支払済の借地料の返還を求める。
 - イ 前理事長及びその親族との間の不適正な土地取引について、支払済の土地代金の返還を求める。
 - ウ 前理事長の不適正な香典支出、役員報酬及び個人債務の法人への付替えについて、支払済の金銭の返還を求める。
 - エ これらの返還請求の総額は、2億円余りである。

(2) 和解の概要

- ①和解成立日 平成27年3月3日
- ②和解条項の概要
 - ア 前理事長は、不適切な契約などの結果、法人が改善命令を受けるなどして法人に多大な迷惑、損失を与えたことを真摯に反省し、陳謝する。
 - イ 前理事長は、法人に対し、施設敷地など土地5筆を贈与する。
 - ウ 前理事長は、法人に対し、施設敷地の土地7筆について、期間30年の無償の地上権を設定する。
 - エ 前理事長は、法人に対し、施設敷地など土地10筆を売却する。
 - オ 法人と前理事長は、両者の間で締結されている土地賃貸借契約を全て合意解除する。
 - カ 法人は前理事長に対するその余の請求を放棄する。
 - キ 法人と前理事長らは、両者間において、本和解条項に定めるもの他に、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 今後の県の対応案

今回の和解により、法人経営に対する前理事長の関与が排除され、改善措置命令事項の大部分の改善が図られたが、今後とも引き続き適正な運営について指導していく。

3 改善状況等

(1) 第1回改善措置命令（平成23年1月6日）

改善措置命令の内容	現在の改善状況	県の評価
1 特別養護老人ホーム入所者が実費負担すべき施設への預け金、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。	○組織体制強化のもとで、各種規程等の整備、経理処理の適正化が徹底。簿外経理も廃止。	改善済
2 母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。	○限度額を超えて償還金に充てた措置費については、施設に返済済み。（平成27年3月完了）	改善済

3 授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内清算されていない貸付けなど、不適切な会計処理を是正すること。	○計画的に清算を実施中。6の公益事業への貸付け以外については概ね清算の目途が立った。	継続して指導
4 授産施設における造成工事費用にかかる金銭消費貸借契約について、金融機関から借入れを行った役員と、法人が理事会の議決により返済先とした役員とが異なっているので、経緯を明らかにすること。	○理事会における資料のない口頭説明による勘違いに基づくもの。現在、理事会の運営は適正化。	改善済
5 職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続の適正化を行うこと。	○組織体制強化のもとで、現在の事務処理は適正化。	改善済
6 公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障を来すおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。	○診療所は廃止され、リース契約も終了。施設の売却により借入金の返済についても目途が立つ。	継続して指導
7 施設整備に要する借入財源が理事会で事後承諾になっている事例や理事会が適正に開催されたことを確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、適正に理事会を開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。	○前理事長が退任するなど役員の刷新後、新理事・新評議員のもと、理事会・評議員会の開催は適正化。	改善済
8 法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができるないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。	○組織体制の強化、内部牽制体制の確立により、経理処理は適正化。	改善済

※1、4、5、7、8については、平成24年7月2日又は平成25年2月22日の本常任委員会において既に報告済。

(2) 第2回改善措置命令(平成23年9月28日)

改善措置命令の内容	現在の改善状況	県の評価
1 法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。	○前理事長等に対する損害賠償請求訴訟は和解した。(今回報告) ○前理事長等に対する刑事告訴は、嫌疑不十分により不起訴。	改善済
2 不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。 香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真摯な対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。 再度、役員をはじめ職員に定款、経理規程を充分理解するよう徹底するとともに、あわせて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。	○前理事長等に対する損害賠償請求訴訟は和解した。(今回報告) ○組織体制強化のもとで、各種規程等の整備、経理処理の適正化が徹底。	改善済
3 理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。 また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が充分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。 さらに、前評議員の評議員会における牽制機能が充分に果	○前理事長が退任するなど役員の刷新後、新理事・新評議員のもと、理事会・評議員会の開催は適正化。(議事録偽造の事実は確認できず。)	改善済

たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。		
4 法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。	○個人債務の付替えの多くは返還済み。残りは損害賠償請求訴訟の中で和解。(今回報告) ○法人と前理事長の親族との間の他の不適正の疑義がある取引について、法人と当該親族との間で交渉継続中。	改善済 継続して指導

※3については、平成24年7月2日の本常任委員会において既に報告済。

4 参考（これまでの経過）

年月日	事 項	概 要
平成23年 1月6日	改善措置命令 (第1回)	経理処理の適正化や措置費からの限度額を超えた支出などについて業務改善命令を発出
3月7日	改善措置報告書 提出	不適正事案の実態解明や責任の所在などについての報告内容が不十分 (前理事長辞任:平成23年2月28日)
9月28日	改善措置命令 (第2回)	法人と前理事長及びその親族との間における土地取引や不適正な香典支 出及び役員報酬などについて業務改善命令を発出
11月28日	改善措置報告書 提出	前理事長等の法的責任の追及、理事会・評議員会の開催の報告内容が不十 分
平成24年 2月22日	常任委員会報告	過去5年間の通常監査の指摘事項の改善状況について報告
7月2日	常任委員会報告	改善措置命令に対する改善状況について報告
7月4日	常任委員会の調 査報告書	常任委員会が「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」を知事 に提出
8月10日	損害賠償請求訴 訟提起	前理事長及び前事務局長に対し損害賠償請求訴訟を提起
8月21日	常任委員会報告	常任委員会の調査報告書への県の対応状況について報告
平成25年 2月22日	常任委員会報告	常任委員会の調査報告書への県の対応状況について報告
9月4日	常任委員会報告	改善措置命令に対する改善状況について報告
平成27年 3月3日	訴訟終結	裁判所の和解案を受け入れて訴訟終結



平成27年4月24日

鳥取県福祉保健部長

松田佐恵子様

社会福祉法人みのり福祉会
理事長 村田速実

事福み
長社の
之会理
印

前理事長等に対する損害賠償等請求事件に係る和解合意について（報告）

改善措置命令の指摘事項に係る前理事長等に対する鳥取地方裁判所平成24年（ワ）

第198号損害賠償等請求事件について、裁判所で協議を重ねてきましたが、裁判所から和解勧告があり、検討した結果、これを受け入れることにし、平成27年3月3日、和解が成立し、本事件は終結しましたので報告いたします。

記

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1 和解合意報告書 | 別紙1のとおり |
| 2 損害賠償等請求事件に係る和解合意の経緯について | 別紙2のとおり |
| 3 和解による土地売買等明細書 | 別紙2-2のとおり |

和解合意報告書

1 日 時 平成27年3月3日(火)午後3時から

2 場 所 鳥取地方裁判所民事部準備手続室

3 裁判官 太島雅弘

同 桐谷 康

4 当事者 被告 [REDACTED]

被告

被告ら代理人 横井 貞夫

原告代表者 村田 速実

原告代理人 松本 啓介

関係人 みのり福祉会 [REDACTED] [REDACTED]

I 和解条項(骨子)

1. 被告[REDACTED]は、原告の理事に就任していた時期において、理事として不適切な契約をするなどした結果、原告が改善命令を受けるなどして、原告に多大な迷惑、損失を与えたことを真摯に反省し、本和解の席で陳謝する。
2. 前項の反省を踏まえ、また原告の福祉事業の運営が円滑に行われるためには
 - (1) 被告[REDACTED]は、原告に対し、デイサービスセンター三朝みのりの駐車場土地の所有権を認め、そのための登記手続きをする。
 - (2) 被告[REDACTED]は、原告に対し、デイサービスセンター三朝みのり敷地内に所在する建物の所有権を認め、そのための登記手続きをする。
 - (3) 被告[REDACTED]は、原告に対し、土地5筆を贈与し、3月19日限り、3月3日贈与を原因とする所有権移転登記手続きをする。
 - (4) 被告[REDACTED]は、原告に対し、土地7筆の地上権設定契約を、3月19日限り、3月3日和解契約を原因として期間30年の無償の地上権に変更し、そのための登記手続きをする。
 - (5) 被告[REDACTED]は、原告に対し、土地10筆を代金1億1,350万円で売り渡し、原告はこれを買取る。
 - (6) 被告[REDACTED]は、原告に対し、上記(5)の売買代金1億1,350万円を、3月19日限り、被告が(7)の所有権移転登記手続きをするのと引き換えに、被告らの代理人弁護士横井貞夫名義の銀行口座に振り込むこととする。
 - (7) 被告[REDACTED]は、原告に対し、上記(5)の各土地10筆につき、3月19日限り、売買代金

1億1350万円の支払いを受けるのと引換えに、3月3日売買を原因とする所有権移転登記手続きをする。ただし、各土地10筆に関し、原告以外の者を債務者とする根抵当権設定登記を全て抹消する。

- (8) 原告と被告■は、本日、原告と被告■との間で締結されている土地賃貸借契約を全て合意解除する。
- (9) 被告■は、原告に対し、■の相続人として、■名義で設定されている地上権に関し、地代を請求しないことを約束する。
3. 原告は、被告■に対するその余の請求を放棄する。
4. 原告は、被告■が被告■と通常責任を負う地位にあると考えているものの、被告■と和解すること及び被告■の病状を考慮し、■に対する請求は全部放棄する。
5. 原告と被告らは、両者間の争いを将来に向けても円満解決するために、被告らが原告の理事及び職員であった時期の不適正な事務処理（現在、原告の経理に計上されている債権債務を含む。）及び原告の被告らに対する責任追及の全てに関し、本和解条項の定めるもの他に、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
6. 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙2

刑事告訴及び損害賠償等請求事件に係る和解等の経緯について

1 改善命令を受けて

法人は、平成23年1月6日付県知事の業務改善命令及び同年9月28日付業務改善命令を受け、以後、指摘事項の改善に向けて本部体制の整備及び理事会、評議員会の形骸化を改善し、よりよき法人運営に努めるとともに、業務運営上の事務処理体制及び組織運営上の事務処理体制の整備を行い、また現場の職員が働きやすい環境を整え、施設の利用者ひいては地域の人々に対し、社会福祉法人としての理念を踏まえて貢献していきたいと考えています。

また法人は、前理事長などを刑事告訴し、また損害賠償請求訴訟を提起しました。その経緯は以下のとおりです。

2 刑事告訴

法人では、不適正とされた前理事長等の行為については、背任罪に該当すると考え、刑事告訴しました。

警察では、告訴を受けて関係者からの聞き取り、資料の検討等しましたが、最終的には不起訴処分となりました。その理由は、関係者の死亡などにより立証困難なため嫌疑不十分となったものであり、嫌疑なしで不起訴になつたものではありません。

3 損害賠償等請求訴訟の提起と和解

法人は、刑事告訴とは別に前理事長らの不適切な法人経営に関して損害を蒙ったとして、鳥取地方裁判所に損害賠償等請求訴訟を提起しました。

損害賠償請求訴訟の内容は多岐にわたり、争点整理や立証準備に時間がかかりました。

審理を進める中で、裁判所から和解勧告がありましたので、原告と被告双方が検討し、法人では評議員会及び理事会の決議を経て、最終的には裁判所の和解勧告を受け入れて和解することにしました。

法人が裁判所の和解案を受け入れたのは、以下の理由からです。

ア 最も重要なことは法人の運営を健全化することであり、そのためには前理事長所有の土地を使用し、賃料を支払い続けている現状を改善することが重要であると考えたこと。

イ 裁判所の和解案は上記の考えに基づいた案であり、法人と前理事長との賃貸借契約を解除することにより賃料支払い債務が消滅すること、一方で法人が前理事長の土地を一部買い受けるが賃料支払い債務との関係を考えると相当な金額と考えられること、他方、前理事長は法人に損害を与えたことを認め、法人使用の土地の一部を法人に贈与し、また一部は無償の地上権設定をするものであって、これにより法人は前理事長との関係を断つて法人の運営ができるようになったこと。

ウ 裁判を続けた場合、更に時間が掛かること、判決によっても和解案以上の利益をもたらすものではないこと、被告が法人所有の土地を第三者へ売買すると法人を取り巻く関係者が増えて法人の運営に支障が生じる恐れがあること。

エ 和解に伴い、法人が借入をしている金融機関と新たな借入交渉をする中で、従前の借入金の金利軽減がなされることになったこと。

才 本件和解は、法人の経理上、書類がなく不明なものについても、当事者間で相互に債権債務
はないと合意し、紛争を残さないで最終的な解決をしていますが、これにより法人が社会福祉
法人のあるべき姿を取り戻し、地域社会から信頼を得る活動をし、職員も誇りを持って働くこ
とができるようになり、福祉サービスの向上を図ることができること。

4 和解の実行

平成27年3月19日、和解条項のとおり売買、贈与の実行などを行い、所有権移転登記手続き等
も完了しました。

以上

平成24年(ワ)198号損害賠償等請求事件に係る和解の合意について

別紙 2-2

和解による土地売買等明細書

区分	対象土地	所在	地番	地目	地積	被告主張の売買対象土地と面積増額	土地の用途	基本財産の土地	土地購入費	備考
みのり保育園敷地	倉吉市西福守町字宮地	595番1	宅地	861.55m ²	15,274,050	保育園底地	○	15,264,000		
同駐車場	同所	595番2	宅地	328.44m ²	5,822,771	保育園底地	○	5,819,000		
みのり保育園運動場	同所	604番	維護地	595m ²	5,978,831	園庭	○	5,975,000		
同	同所	605番	維護地	595m ²	5,978,831	園庭	○	5,975,000		
みのりGH等交流広場	倉吉市福守町字長絆サ	506番1	宅地	1157.86m ²	15,463,021	みのりGH交流広場	○	15,453,000		
サンジュエリー等交流広場	同所	507番1	宅地	1157.86m ²	15,625,789	ガーデンケア交流広場	○	15,615,000		
みのり大山広場	同所	509番1	宅地	491.68m ²	6,296,454	ガーデンデイ交流広場	○	6,292,000		
みのりサングリーン敷地	倉吉市和田東町字向山	914番58	宅地	5683.00m ²	31,181,077	サングリーン底地	○	21,188,800		
スターロイヤル駐車場(現在やしろ)	倉吉市西福守町字和田々	658番1	維護地	983m ²	8,498,174	やしろ底地	○	8,493,000		
向山保育園駐車場・園庭	倉吉市和田東町字向山	915番	宅地	538.00m ²	3,456,334	駐車場	○	3,454,000		
小計						113,575,332		113,500,000		
インタークループホーム敷地	倉吉市福守町字乾	407番12	宅地	716.83m ²	7,625,279	インターGH底地	○			
向山保育園駐車場・園庭	倉吉市和田東町字向山	916番	宅地	383.00m ²	2,460,550	園庭	○			
贈与	茶道会館	倉吉市福守町字西荒木	449番	宅地	1144.83m ²	10,911,669	研修施設底地			
土地	同	倉吉市福守町字西荒木	449番1	宅地	106.84m ²	1,018,319	研修施設底地			
元みのり保育園駐車場	倉吉市西倉吉町字富代	461番1	維護地	1012m ²	17,624,703	園児用菜園				
小計	5筆					39,640,520				
西倉保育園敷地	倉吉市西倉吉町字朝日	2番1	宅地	201.85m ²	3,732,437					
同	同所	2番2	宅地	371.96m ²	6,877,964					
無償の地上権設定	同	2番4	宅地	370.86m ²	6,857,624					
同	同所	2番15	宅地	166.11m ²	3,071,563					
同	同所	2番23	宅地	426.18m ²	7,880,554					
同	同所	2番24	宅地	57.22m ²	1,058,063					
同	同所	2番27	宅地	536.94m ²	9,928,633					
小計	7筆					39,406,838				
	総合計					192,622,690				
						113,500,000				

「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第3回PT会議の開催結果について

平成27年5月20日
障がい福祉課

未来づくり推進本部に設置した「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第3回PT会議を開催しました。会議では、1年間のプロジェクトチームの取組状況や施策等への反映結果について報告を行うとともに、今後面向けた課題等について意見交換を行いました。

記

1 第3回PT会議について

- (1) 日時 平成27年3月27日(金)午前11時から正午まで
- (2) 場所 特別会議室(県庁議会棟3階)
- (3) 出席者 統轄監(チーム長)、各部局長等
- (4) 内容 ○PTの取組状況
○施策等への反映結果

2 「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」の取組状況

- (1) 設置目的 障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現に向け、全庁で情報・課題を共有し、部局横断的に取組を進める。
- (2) 構成 統轄監(チーム長)、各部局長
 - 未来づくり推進局、危機管理局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、
福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、国土整備部、会計管理者、
教育委員会、警察本部
- (3) 検討テーマ
 - ①公共施設等のバリアフリー化
 - ②県の手続き等の点検・見直し
 - ③情報アクセス・コミュニケーション支援
 - ④障がい者優先調達の推進
 - ⑤障がい者計画の策定
- (4) 取組状況

H26.4.22、	第1回PT会議	・検討の進め方の確認
H26.5.1	第1回合同幹事会	・課題の共有
H26.5.9	県の行政手続・サービス等の点検(通知)	・各所属の現状を点検
H26.5.20	障がい当事者から意見を聞く会	・当事者、家族等の団体から直接、意見・要望を聞く
H26.5.23	情報アクセス・コミュニケーション研究会	
H26.5.27	障がい者への配慮に関する緊急点検(通知)	・各所属の現状を点検
H26.6.6	人権尊重の社会づくり協議会	・情報提供、意見聴取
H26.6.9~10	障がい者の配慮に関する説明会	・配慮と具体的な対応方法を説明
H26.7.7	公文書等への音声コードの添付を推進(通知)	・各所属に配慮と積極的な取組を依頼
H26.7.14 H26.8.4~7	市町村と福祉保健部との意見交換会	・情報提供、意見交換 ・積極的な取組を依頼
H26.8.26	事業者・関係機関から意見を聞く会	・事業者団体、関係機関から直接、意見・要望を聞く
H26.8.29	福祉のまちづくり推進協議会	・情報提供、意見聴取
H26.9.2	第2回合同幹事会	・検討状況、方向性の確認
H26.9.8	第2回PT会議	・施策の具体案の検討
H26.10.24	県立施設におけるバリアフリー化の推進(通知)	・各所属に配慮と積極的な取組を依頼

H26.10.28	情報アクセス・コミュニケーション研究会	・当事者団体から意見・要望を聞く
H26.11.19	市町村と福祉保健部との意見交換会	・積極的な取組を依頼
H26.12.9	県イベントでの手話通訳者等の設置状況(照会) 広報物の点字版・音声版の発行状況(照会)	・各所属の取組状況の点検 (とりまとめた内容は公表予定)
H27.2.17	県・市町村職員等を対象とした音声コード講習会	・音声コードの作成方法等を学習
H27.1.30	第3回合同幹事会	・施策等への反映結果の共有
H27.3.27	第3回PT会議	・次年度以降の取組方針の確認

3 施策等への反映結果について

(1) 公共施設等のバリアフリー化

(平成26年度の実績)	(平成27年度の取組予定)
公共施設、道路のバリアフリー化	
<ul style="list-style-type: none"> ○「あいサポート・アートとっとりフェスタ」(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会)の開催に合わせたバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> → 会場施設のトイレの洋式化・簡易ベッド設置、音声読み取り装置設置 等 → 県立施設のハートフル駐車場等屋根設置 → 歩道の段差解消、点字ブロック連続性確保、バス停改修 等 ○体育施設のバリアフリー点検、計画策定 <ul style="list-style-type: none"> → 当事者等と共同で体育施設を点検し、整備計画を策定 ○学校施設のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> → トイレの洋式化、校舎玄関の自動ドア整備、駐車場屋根整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立施設、道路のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> → とりぎん文化会館、夢みなとタワー等のトイレ改修 等 → 県立施設のハートフル駐車場等屋根設置 → 障がい者団体等の要望をもとに引き続き歩道等をバリアフリー化（当事者が立ち会うなどして使いやすい改修を実施） ○2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者スポーツの環境整備 <ul style="list-style-type: none"> → 整備計画に基づき、体育館・プール・武道館等のバリアフリー化を推進 ○避難所を想定した学校施設のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> → 避難所となる体育館のトイレ改修・スロープ設置、校舎のバリアフリー化 等
公共交通のバリアフリー化	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい当事者の意見・要望をJRへお伝えし、必要なバリアフリー化について検討を依頼 ○ノンステップバスの拡充 <ul style="list-style-type: none"> → 車両更新時のノンステップバス導入を支援（新たに9台を導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、JR等の公共交通機関への働きかけを行う ○ノンステップバスの拡充 <ul style="list-style-type: none"> → 引き続き、車両更新時のノンステップバス導入を支援
民間施設のバリアフリー化	
<ul style="list-style-type: none"> ○補助金によるバリアフリー化促進 <ul style="list-style-type: none"> → 事業者の意見等を踏まえ、上限額引上げ、補助対象拡充 等 ○条例によるバリアフリー化促進 <ul style="list-style-type: none"> → バリアフリー化促進に向けた整備基準見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金によるバリアフリー化促進 <ul style="list-style-type: none"> → 当事者の意見等を踏まえ、補助対象拡充（視覚的情報設備等） 等 ○条例によるバリアフリー化促進 <ul style="list-style-type: none"> → 当事者意見等を踏まえ、福祉のまちづくり条例を改正
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○仮設の多目的トイレ（車いす・オストメイト対応）の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 関係団体との協定により仮設多目的トイレ2棟を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設の多目的トイレ（車いす・オストメイト対応）の活用 <ul style="list-style-type: none"> → 県主催イベントでの設置、災害時の避難所に設置 等

(2) 県の手続き等の点検・見直し

(平成26年度の実績)	(平成27年度の取組予定)
<p>合理的配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート・アートとつとりフェスタでの障がい者への配慮 <ul style="list-style-type: none"> → 舞台イベントに手話通訳・要約筆記を配置、FMでの副音声解説 → チラシ・パンフレット等に音声コード添付、会場施設に読み取り装置を設置 → 救護室の設置、重度障がい者等に支援員配置 → ボランティアのあいサポート研修受講、会場に手話通訳ボランティア配置 ○県庁内の手続き・取扱いの点検 <ul style="list-style-type: none"> → 全庁点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※概ね障がい特性等に配慮して柔軟に対応していた ○県庁内における障がい者への配慮の徹底 <ul style="list-style-type: none"> → 障がい者への基本的配慮事項、具体事例等に関する説明会開催 → 広報物、HP等の問合せ先にFAX番号を併記することをルール化 → 県庁、総合事務所等の窓口に音声コード読み取り装置を設置 → 県庁内所属に音声コード作成ソフトを配布、音声コード講習会開催 → 県広報物の点字版・音声版等の発行状況の把握 → 県のイベント等への手話通訳・要約筆記の配置状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法施行(H28.4.1)に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> → 国の基本方針を踏まえ、県職員対応要領を作成 → 障害者差別解消支援地域協議会を設置 → 県庁内、市町村、事業者、県民への法律の普及啓発) ○県庁内における障がい者への合理的配慮の徹底 <ul style="list-style-type: none"> → 県広報物の点字版・音声版等の発行状況を定期的に公表 → 県のイベント等への手話通訳・要約筆記の配置状況を定期的に公表
障がい理解の普及（あいサポート運動）	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート研修の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> → 障がい者への合理的配慮の具体事例、具体的な介助・支援方法を学ぶ教材(DVD、テキスト)の作成、研修内容の見直し
制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○試験方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> → 身体障がい者を対象とした県職員採用試験（一般事務）において、点字試験を導入するとともに、介護者要件を廃止する予定

(3) 情報アクセス・コミュニケーション支援

(平成26年度の実績)	(平成27年度の取組予定)
<p>緊急情報のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あんしんトリピーメールの利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> → 簡潔でわかりやすい配信文面に見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○あんしんトリピーメールの利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> → 緊急度に応じたメール画面の背景色の色

<p>○防災サインの検討 → 緊急時の情報伝達方法を検討</p> <p>障がいに配慮した情報提供の充実化</p> <p>○点字・音声情報等の充実化 → 県庁、総合事務所等の窓口に音声読み取り装置を設置 → 県庁内所属に音声コード作成ソフトを配布、音声コード講習会開催 → 県資料の点訳・音訳化状況の把握</p> <p>○手話・視覚的情報等の充実 → 遠隔手話通訳による情報提供の拡充（年中無休のサービスへ） → 主要交通機関窓口へ遠隔手話通訳用タブレットを配置 → 手話で解説する観光ガイド動画の制作 → 県のイベント等への手話通訳・要約筆記配置状況の把握</p> <p>○その他 → カラーユニバーサルデザインの推進（出前講座充実化、ガイドブック作成） → 広報物、H P等の問合せ先にF A X番号を併記することをルール化</p> <p>その他</p> <p>○情報保障、コミュニケーション支援の機器整備 → 視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業の導入 → 磁気ループの追加配備、障がい者団体への情報支援機器購入支援</p> <p>○その他 → 手話通訳を行う職員の配置（厚生病院） → 県の公用車（ハイブリッド車、E V車）に車両接近通報システムを装着</p>	<p>分け機能の追加</p> <p>○防災サインの導入 → モデル地域での防災サインの導入・検証</p> <p>○視覚的な緊急情報設備の導入 → とりぎん文化会館へ緊急情報放送用ディスプレイを設置 → バリアフリー化補助金の対象に視覚的情報設備を追加</p> <p>○点字・音声情報等の充実化 → 県議会だよりの点字版・音声版を作成、視覚障がい者へ配布 → 県資料の点訳・音訳化状況を定期的に公表</p> <p>○手話・視覚的情報等の充実 → 遠隔手話通訳サービスに電話リレーバーを付加 → ろう者向け I C T 講習会の開催 → 県のイベント等への手話通訳・要約筆記配置状況を定期的に公表</p> <p>○その他 → 手話バッジを制作し、手話学習者等に配布 → 盲ろう者支援コーディネーターを配置して、県内の盲ろう者を戸別訪問・実態調査し、必要な支援につなげる → 視覚障がい者の生活訓練（歩行訓練等）を実施する指導者の養成</p>
--	--

(4) 障がい者優先調達の推進

(平成26年度の実績)	(平成27年度の取組予定)
発注手続きの簡素化	
○3号随意契約に係る公表手続きの電子化 → 紙での掲示から、データベースへの登録	○支払手続きの簡素化 → 手話通訳・要約筆記の派遣、点訳・音訳化、

内容をHPで自動公表する方法に改善（平成27年度の取扱い見直しを予定）	会議録のテープ起こし等の経費について、支出負担行為兼支出仕訳書での処理を可能とし、優先調達の推進、情報保障の充実につなげる
官公需の拡大 ○営業活動の強化 → 県・市町村で障がい者就労施設等の商品・サービスの展示説明会開催 ○指定管理施設に取組を拡大 → 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の報告を義務付け	○受注促進に向けた体制整備 → 優先調達促進に向けたワンストップサービス提供体制を検討 → 大量受注案件に対応できる共同受注体制の構築を検討
優先調達 ○平成26年度 県の調達目標・実績 目標額：34,628千円 実績額：40,068千円（3/20確認分まで）	○平成27年度 県の調達目標・実績 目標額：23,349千円

（5）障がい計画の策定

(平成26年度の実績) 障がい者プラン策定にあたっての取組 ○鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会でプランの内容を検討 ○障がい者の実態・ニーズ調査の分析結果反映 ○県民・障がい当事者等の意見を反映 → 障がい者の暮らしやすい鳥取PTでの意見聴取 → パブリックコメント、県民説明会での意見聴取	
---	--

鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会 第1回推進会議の開催結果等について

平成27年5月20日
障がい福祉課

1 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会 第1回推進会議の開催結果

1 概要

障がい者の芸術・文化活動について、関係団体や市町村等と連携し、県内一体となって推進していくため、新たに「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、芸術・文化活動に取り組む障がい者本人やその家族を支援するための施策等について意見をいただくための第1回推進会議を開催しました。

2 日 時 平成27年4月22日(水) 14:00~15:00

3 場 所 ホテルニューオータニ鳥取

4 議決内容

(1) 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の設置

障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、新たに「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置する。(平成27年4月29日開所式)

○ 事業内容

区分	内 容
常設展示	優れた障がい者の芸術・文化作品を常設展示する施設を設置するとともに、定期的に県内巡回展を行うなど、障がい者の優れた芸術性に触れる機会を継続的に提供する。 ※年間12回の企画展を実施(県外作品6回、県内作品6回) ※年間4回の巡回展を開催(東部2回、西部2回)
情報提供	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、インターネット等を活用して、広く提供する。
相談支援	障がい者本人やその家族、障がい者の芸術・文化活動を支援する福祉サービス事業所等からの相談を受け付け、創作活動や著作権保護等に関するアドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等の紹介を行う。
人材育成	福祉サービス事業所の職員や文化芸術関係者、教育関係者等に対して、障がい者の創作活動の支援方法や著作権等の権利保護に関する研修等を行う。
普及啓発	障がい者本人やその支援者に対して、美術や音楽などの創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。

○ 職 員

4名(センター長(相談員兼)1名、相談員1名、常設展スタッフ1名、事務員1名)

(2) 障がい者アート活動支援事業補助金

障がい者が取り組む芸術・文化活動に対して支援する。

- 団体練習経費等補助(出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助)
- 個展等開催経費補助(個展等を開催する経費を補助)

(3) 「あいサポート・アートとっとり祭り（鳥取県障がい者舞台芸術祭）」の開催

県内の障がい者が取り組む舞台芸術（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会を提供する。

○ 期 日 平成27年10月3日（土）～10月4日（日）

○ 場 所 とりぎん文化会館 フリースペース、第1会議室、第2会議室等

○ 内 容

区分	フリースペース		第1会議室	第2会議室	第4会議室	その他
	特設ステージ	その他				
3日	オープニング ステージ	障がい福祉サービス事業所の販売	(利用不可)	(利用不可)	体験コーナー	障がい者アート展示等
	ステージ発表					
4日	ステージ発表	障がい福祉サービス事業所の販売	著名人による講演会	体験コーナー	スポーツレクリエーション	障がい者アート展示等
	フィナーレ ステージ		バリアフリー映画			

(4) 「あいサポート・アートとっとり展（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）」の開催

県内の障がい者が制作した芸術・文化作品を募り、展示することによって、障がい者の創作活動の発表と鑑賞の機会を提供する。

○ 展覧会の会期等

区分	会場	会期
本展	米子市美術館「全館」	平成27年12月6日（日）～ 12月17日（木）
中部巡回展	くらよしアートミュージアム 「無心」	平成28年1月15日（金）～ 1月21日（木）
東部巡回展	とりぎん文化会館「展示室」	平成28年1月29日（金）～ 2月4日（木）

○ 入館料 無料

○ 部門と種別

部門	種別
美術部門	絵画、彫刻、立体造形、陶芸、写真、書道、版画、織り、工芸
文芸部門	詩、短歌、俳句、川柳
マンガ部門	4コママンガ

○ 作品受付期間 平成27年10月1日（木）から11月13日（金）まで

(5) 障がい者と健常者が共につくる芸術

第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を継続支援する。

○ 実施主体 NPO法人鳥の劇場（鳥取市鹿野町）

○ 発 表 県内において2回程度公演（演目・時期検討中）

(6) 障がい者の芸術文化活動の全国発信

あいサポート・アートとつとりフェスタで行った象徴的な取組を全国に発信する。

○ じゅう劇場県外公演

- ・内 容 障がい者と健常者で創りあげた劇団による演劇（演目検討中）
- ・公演時期 平成28年2月頃
- ・公演場所 奈良県又は兵庫県を検討中

○ 荒神神楽県外公演

- ・内 容 県立米子養護学校生徒による荒神神楽
- ・公演時期 平成27年11月27日～29日のいずれか
- ・公演場所 第15回全国障がい者芸術・文化祭かごしま大会

○ 東京オリパラに向けた障がい者の芸術文化振興

- ・内 容 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた全国的な障がい者の芸術文化振興を有志の都道府県と連携して実施することを検討する。

<障がい者芸術・文化活動推進委員会の概要>

1 構 成

委員会は、委員35人以内で組織し、次に掲げる団体等で構成する。（事務局は県）

- 障がい福祉関係団体
- 芸術・文化関係団体
- 障がい福祉サービス事業所において障がい者の芸術・文化活動を支援している者
- 芸術・文化及び法律分野の専門家
- 関係行政機関の職員
- その他障がい者の芸術・文化活動の推進に関し知識又は経験を有する者

2 設 置 日 平成27年3月18日（任期2年）

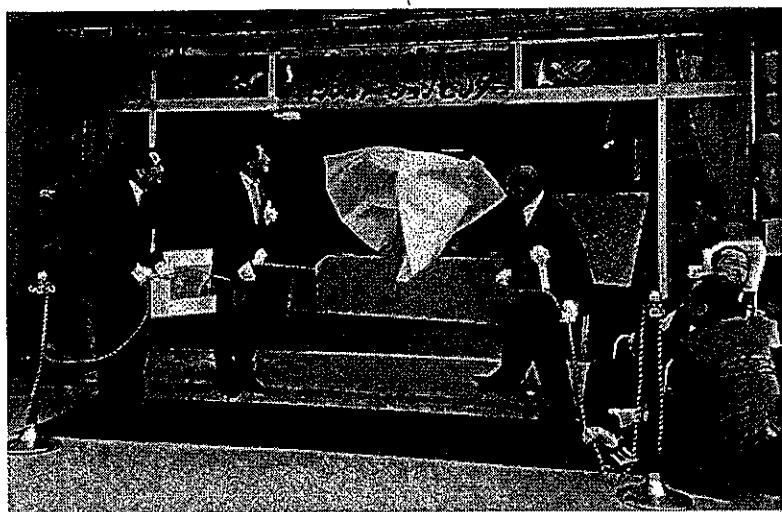
3 議事内容

区分	具体的な議事内容	出席委員
推進会議 年2回 (春・秋)	「あいサポート・アートインフォメーションセンター」（障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点）の運営に関する事項 「あいサポート・アートとつとり展」の開催に関する事項 「あいサポート・アートとつとり祭」の開催に関する事項 「2020年オリンピック・パラリンピック」に向けた全国的な障がい者の芸術・文化振興事業への参画に関する事項 その他障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項	24名
専門部会 各部会 年1回	「あいサポート・アートとつとり展」（美術・文芸・マンガ各部門）被表彰者の選考に関する事項	
	「あいサポート・アートとつとり展」業務委託プロポーザルの審査に関する事項	
	「あいサポート・アートとつとり祭」業務委託プロポーザルの審査に関する事項	
	「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金」の補助対象事業の採択に関する事項	

2 あいサポート・アートインフォメーションセンター開所式の開催結果

- 1 概 要 障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、新たに「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置することとし、開所式を開催しました。
- 2 日 時 平成27年4月29日（水・祝） 14：00～14：30
- 3 会 場 あいサポート・アートインフォメーションセンター（倉吉市魚町256-3）
くらよしアートミュージアム「無心」（倉吉市魚町2540-2）
- 4 設置者 鳥取県（特定非営利活動法人「アートピアとっとり」に委託して設置）
- 5 参加者 平井知事、石田倉吉市長、あいサポート・アートインフォメーションセンター職員、高橋俊和（たかはしとしがず）氏 ほか
※高橋俊和氏には、センターの看板を揮毫していただきました。高橋氏は、脳性まひで手足が不自由ながらも、車椅子に乗ったまま左足の親指と人差し指の間に毛筆を挟んで書道をされる方です。

6 インフォメーションセンターの写真



7 インフォメーションセンターの設置場所



3 あいサポート・アートインフォメーションセンター作品展の開催状況

1 作品展 開所記念企画展

「記憶する・すずかけ絵画クラブ展」～20年間に生まれた作品達～

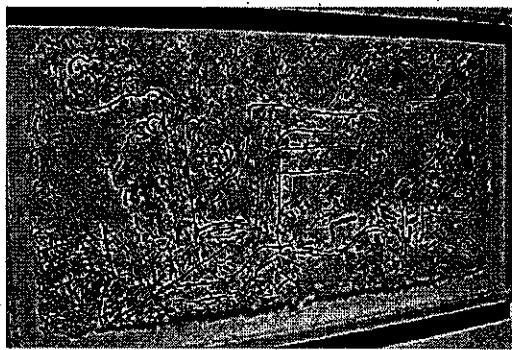
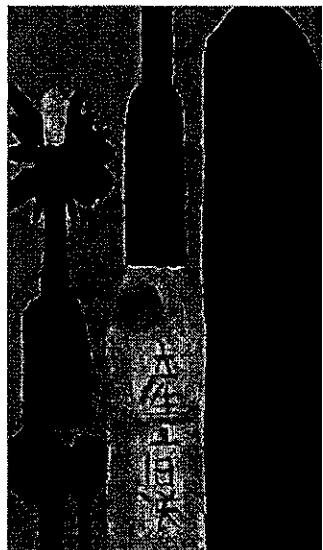
2 会期 平成27年4月29日（水・祝）～5月24日（日）

3 場所 くらよしアートミュージアム「無心」

4 入館料 200円（大学生以下、70才以上の方、障がい者、要介護者等は無料）

5 内容 兵庫県西宮市の「すずかけ絵画クラブ」の作品 24点

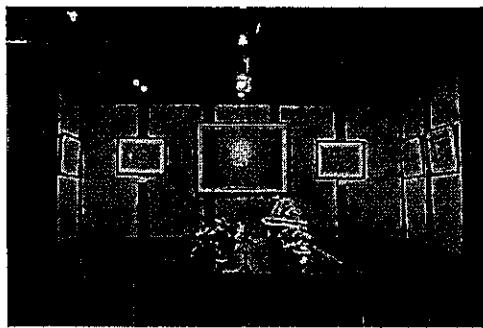
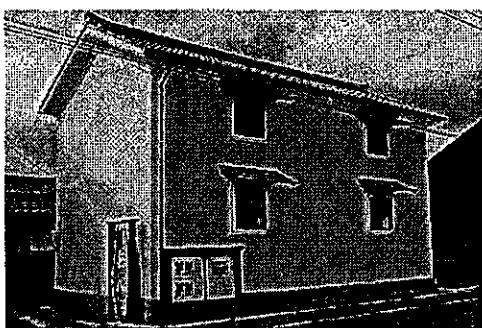
滋賀県にあるアール・ブリュット美術館「NO-MA」のアートディレクターをしている「はたよしこ」氏が、ボランティアとしてはじめた障がい者の絵画クラブ。月2回の創作活動の中で、メンバーが思い思いに創作に取り組み、舛次 崇（しゅうじたかし）氏や富塚純光（とみづかよしみつ）氏などのアール・ブリュット作家を生み出すなど、国内外で評価されている。



富塚純光「平成21年海外旅行1」

舛次崇「花瓶の花びら、ビン、牛乳、はすの実」

6 くらよしアートミュージアム「無心」の写真



鳥取県手話施策推進計画の策定について

平成27年5月20日
障がい福祉課

鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定める「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。

1 策定までの検討経過

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 平成26年 | 3月 第1回手話施策推進協議会（計画案の骨子を検討） |
| | 5月 第2回手話施策推進協議会（手話に関するアンケート検討会） |
| 6月～8月 | 手話に関するアンケートを実施（ろう者、手話関係者、一般県民） |
| | 10月 第3回手話施策推進協議会（計画素案を検討） |
| | 12月 第4回手話施策推進協議会（計画案を検討） |
| 平成27年1月～2月 | 計画案に関するパブリックコメントを実施 |
| | 3月 第5回手話施策推進協議会（計画案を検討） |
| | 同月 鳥取県手話施策推進計画策定 |

2 計画の概要

（1）計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指す。

（2）計画期間

平成27年度から平成35年度まで（9年間）

（3）手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していく。

手話の普及、ろう者に対する理解促進

【基本的な考え方】

- 手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流して互いの理解を深め、学びあうことの大切にして推進

地域、職場等における手話の普及

- 手話学習の推進・普及啓発

教育における手話の普及

- 聞こえる子どもとろう児・者との交流、学習教材・支援員派遣制度等の活用

行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

手話を使いやすい環境整備

【基本的な考え方】

- ろう者の文化を尊重し、生活・ニーズを踏まえ、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進

手話通訳者の養成、派遣事業の充実

- 手話通訳者・通訳者の指導者の養成は喫緊の課題

聴覚障がい者相談事業の充実

鳥取聴学校等における手話による教育の推進

新しい手話コミュニケーション環境の創出

- ICTを活用した手話コミュニケーション

ろう者が働きやすい環境づくり

どつとりの手話（地域手話）の文化的な発展

ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重する共生社会の実現

社会福祉法人だんのさとからの鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金の返還について

平成27年5月20日
長寿社会課

社会福祉法人だんのさとが運営する軽費老人ホームについて、施設長が専従で勤務していない、鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金（以下「補助金」という。）の一部が対象外経費へ支出されている誤り等が確認されたため、時効（5年間）を間近に控えた平成21年度交付分の補助金について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定の一部を取り消し、当該取消し部分に係る補助金の返還を求めました。

1 事業の概要

社会福祉法人だんのさとは、不適正な法人運営が見受けられ、本県と鳥取市が協力のもと、重点的に監査を行ったところ、軽費老人ホーム（鳥取市吉岡温泉町）の当時の施設長兼法人副理事長が本来「専従」として勤務すべきところ、頻繁に法人本部（鳥取市瓦町）で本部業務に従事していることを自ら告白。

また、補助金の対象経費の中に、施設業務以外（法人本部、福祉有償運送事業等）に係る燃料代、保険料、修繕費、租税公課を計上しているなど対象外経費への支出の誤りが確認された。

【法人が運営する軽費老人ホームの概要】

施設名	開設年月日	場所	施設長 (平成21年度当時)	定員
ケアハウス暖の里	平成11年9月15日	鳥取市吉岡温泉町52-1	森澤 聰明 (法人副理事長)	50名
ケアハウス暖の里新館	平成16年4月17日	鳥取市吉岡温泉町895-1	森澤 照秋 (法人理事長)	50名

2 補助金返還に至る主な経過

年月日	説明、概要
平成26年 9月 3日	・ケアハウス暖の里新館に対する県（東部福祉保健事務所）の施設監査において、施設長が専従で勤務していないこと等の疑いを確認
10月22日 23日	・不適正事項を重く受け止めて、県（東部福祉保健事務所）と鳥取市の合同監査、不適正事項の再確認と情報共有
11月 6日	・再度、県（東部福祉保健事務所）の監査、併せて県補助金検査（平成25年度分（※））、介護保険等の実施状況等の監査と情報の共有 ※ 平成25年度分については精査中。
平成27年 1月 9日	・施設監査の結果を文書指摘
1月13日	・法人から県（長寿社会課）に対して、平成21年度交付分の補助金の事業実績報告書の修正報告の提出
1月28日	・県（長寿社会課）による平成21年度交付分の補助金の検査
2月 4日	・県（長寿社会課）から法人に対して平成21年度交付分の補助金の検査結果を通知
2月20日	・法人から平成21年度交付分の補助金の事業実績報告書の再修正報告を提出 ※ 以降、法人へ追加資料の提出を求め、実績再修正報告書の内容を確認

3 今回返還を求める補助金額

9,736千円

【内訳】

施設名	既交付決定額（A）	是正後実績額（B）	返還額（B-A）
ケアハウス暖の里	30,210,000円	24,886,000円	△5,324,000円
ケアハウス暖の里新館	31,490,000円	27,078,000円	△4,412,000円
合 計	61,700,000円	51,964,000円	△9,736,000円

4 交付決定の一部取消し及び返還命令日

平成27年4月9日（木）

5 返還金の入金日

平成27年4月17日（金）

6 今後の対応

平成22年度から平成25年度に交付した補助金（各年度ともケアハウス暖の里及びケアハウス暖の里新館の2施設分）について、上記1と同様の問題がないか順次確認の上、問題が確認された場合は速やかに法人に対して是正を求めていくこととし、現在平成22年度交付分の補助金について、平成27年4月28日（火）に実地検査を行い、返還金の額を精査中。

鳥取県老人福祉計画及び第6期鳥取県介護保険事業支援計画 ～鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン～（第6期 平成27～29年度）の策定について

平成27年5月20日
長寿社会課

1 位置付け

介護保険法により、3年を1期とする介護保険事業支援計画を都道府県が定めるよう規定されている。

平成12年の法改正以後、第6期目の計画となり、老人福祉法に基づく老人福祉計画の趣旨も併せ持つ。

2 鳥取県の現状と課題等

- ① 高齢化と人口減少、若者の県外流出などにより、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加。
- ② 地域コミュニティの弱体化、家庭での介護力の低下が進むことを懸念。
- ③ 75歳以上人口割合は、平成22(2010)年現在14.5%で全国7位。平成37(2025)年に向けてさらに上昇するが、上昇カーブは他県との比較上は緩やか。
- ④ 高齢者夫婦等世帯数は平成22(2010)年時点で21,370世帯、ピークの平成37(2025)年には約26,000世帯まで増加。
- ⑤ 高齢者単身世帯数も平成22(2010)年時点で20,864世帯が、平成47(2035)年には約28,000世帯近くに増加。
- ⑥ 要介護認定者数は、介護保険創設時の平成12(2000)年の約1.7万人が、平成25(2013)年には約3.3万人と倍増。平成37(2025)年に約3.9万人、平成47(2035)年には約4.3万人とさらに増え続ける。
- ⑦ 要介護度別の状況は、全国より高齢化が進展していることから、要介護度3以上の者の割合が全国平均より高く、重度化が進んでおり重度化予防の対策が重要。
- ⑧ 認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上※)は平成26(2014)年4月調査数値で概ね2万人。要介護認定者に占める日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合は、平成17(2005)年4月調査の47.3%が平成26(2014)年4月調査では61.1%となり、年々増加しているため、予防を含めた認知症施策の充実が必要。
※おおむね認知症により日常生活に支障があればⅡ以上となる。
- ⑨ 県内における死亡者数は、高齢化の進展に伴い、平成16(2004)年の6,166人に対し、平成25(2013)年は7,270人と10年間で1,104人増加しており、在宅看取り等終末期の体制整備が急務。
- ⑩ 在宅看取りの数は、全国同様1割強に留まる。亡くなる場所としては、平成26(2014)年統計で病院・診療所が67.0%の前年比4.2ポイント減となる一方、自宅は1.5ポイント増の13.7%、老人保健施設等施設の割合も増加傾向。
- ⑪ 高齢期の生活及び介護については、多くの県民ができるだけ住み慣れた地域で人間関係を保ちながら暮らしたいと願っているが、一人暮らしになった場合には不安なので施設で暮らすという意見もある。

3 基本目標

少子高齢化、人口減少、独居高齢者や高齢夫婦世帯の増加、地域社会の弱体化などの課題やできるだけ在宅（地域）で暮らしたいという高齢者の視点を踏まえ、鳥取県の強みである集落単位や自治会単位などの『きずな』を活かしながら、県民全体で高齢者を協働して支える『鳥取型地域生活支援システム』の構築をより一層進めていく。

4 施策の体系

6つの項目を定め、重点的に取り組む。（詳細別紙）

- ① 高齢者の在宅生活支援体制の確立
- ② 高齢者が活躍できる場づくり
- ③ 高齢者の尊厳及び安全の確保
- ④ 認知症施策の充実
- ⑤ 必要な介護サービスの確保
- ⑥ 介護人材の確保

5 策定経過

第6期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会を設置し、平成26年4月～平成27年3月の間6回にわたり検討。この間、市町村意見交換会を9回、県政電子アンケート、パブリックコメント、県民・事業者向けの講演会などで説明。

6 普及

ホームページに掲載するとともに県内市町村、事業者等に通知。研修・講習等にて周知。

鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン

- ・できるだけ住み慣れた地域で暮らしたい
- ・地域の中で地元の人と元気で過ごしたい
- ・元気なまちは地域活動や支える側として生きがいをつかながらいきたい暮らししたい
- ・介護が必要になつたら自分に合ったサービスを受けたい

高齢者が活躍できる場づくり

- 高齢者の生きがい増進や身体機能の維持など介護を予防する仕組みの構築
- 80・20運動の推進、口腔ケア実施体制の構築
- 地域・福祉の担い手としての高齢者の活動の促進
- ・生きがいづくり、地域支え愛に効果があらわれる介護支援ボランティアの導入促進
- ・元気高齢者が参加した地域づくりの担い手活動の促進
- ・ボランティア、起業などさまざまな活動を通じ、高齢者の社会参加や生きがいづくり、自立促進を図る取組の推進

PICK UP!

高齢者のスポーツ・文化活動を支える「いきます」
鳥取多目的グラウンドコルなどを活用して
健脚部会運営が図られています。

高齢者の在宅生活支援体制の確立

- 支援を要する高齢者の生活実態を把握し、支援に繋げる仕組みの構築
- ・自治会や地域住民などによる見守りの推進
- ・社会福祉協議会や地域包括支援センター、市町村への連絡体制の構築
- 支援を要する高齢者に適切に支援を行つ仕組みの構築
- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化（質質向上）
- ・地域ケア会議を通じた多職種連携、ケアマネジメント介護サービス事業者の意識向上等の推進
- ・在宅生活ができるよう、住民ボランティア、NPO、民間事業者等による生活支援サービスの充実（家事援助、配食、買物支援、移動支援等）に向けた支援
- 医療・介護の連携の更進
- ・各二次保健医療圏における、医師会・介護支援専門員連絡協議会・地域包括支援センター等の重複会開催、連携支援ルールの策定等による関係機関の連携強化の支援

地域支援

介護

安心

高齢者の尊厳及び安全の確保

- 日常生活や心・精神状況・意思尊重などに配慮する仕組みの構築
- ・高齢者虐待防止ネットワークの体制づくりの強化
- ・「自分が要介護になったとき、あるいは終末期に向かう際の意向」を表明するエンド・オブ・ライフカード等について、本人の意志を尊重しつづけ
- ・地域における看護師養成本の確立とともに、県全体を見据えた統合的な体制の整備

介護人材の確保

- 地域包括ケアシステムの構築に不可或缺である介護人材の確保
- ・高齢者の生活を支える介護人の確保
- 2025年(平成37年)までに介護職員2100人増加させることを目指し、人材の確保及び質質の向上に取り組む
- ・人材の確保(就労者数の増加)
→新卒者、他業種からの転職、子弟育て・シニア層、潜在的有資格者の働きかけなど
- ・人材の育成
→介護福祉士の養成とOJT/OFF-JTでの実践など

必要な介護サービスの確保

- 適切なケアによる心身機能の維持、改善が図られるよう、訪問介護・訪問看護等の訪問系サービスを確保
- ・ケアマネジャーの資質向上と適正なプランの作成支援及び監督

Pick Up!

鳥取大学医学部に新設された認知症疾患医療センターや各認知症医療センターなどと連携し、迅速・適切な診断などを可能にしていきます。

認知症施策の充実

- 認知症の症状を早期に発見し、重度化予防に繋げる仕組みの構築
- ・認知症疾患医療連携体制の強化、認知能力フェアや地域サロンの普及
- ・若年性も含めた認知症の人と家族の支援
- ・専門性の高い認知症ケアを提供できる人材の育成

医療

介護

Pick Up!

鳥取大学医学部に新設された認知症疾患医療センターや各認知症医療センターなどと連携し、迅速・適切な診断などを可能にしていきます。

Pick Up!

鳥取大学医学部に新設された認知症疾患医療センターや各認知症医療センターなどと連携し、迅速・適切な診断などを可能にしていきます。

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について

平成27年5月20日
子育て応援課

1 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の位置付け

(1) 根拠

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく計画

(2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

2 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に規定されている「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現には、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者への必要な支援が求められる。

子育て王国とつとり条例に規定する以下の基本理念に立って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の市町村における提供体制の整備と円滑な実施を支援するため、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定める。

- (1) 状況に応じた最良の支援
- (2) 適切な役割分担と連携協力
- (3) 個人の価値観の十分な尊重
- (4) 地域の特性の十分な発揮

3 各分野別の概要・数値指標等（抜粋）

子ども・子育て支援法及び国の基本指針で示されている県計画で定めるべき事項のうち、主なものについて、以下のとおり設定。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村は、現在の教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用状況や今後の利用希望などについて住民アンケート等を実施し、各年度における量の見込み（潜在需要も含む）とその確保策を設定。県は、各市町村計画を基に、区域を設定し当該区域における量の見込みと提供体制の確保の内容を定める。

【県全域の内容】

（単位：人）

認定区分	対象児童	確保先	区分	平成26年 (実績)	平成27年	平成31年	県区域
1号認定 (※1)	3歳以上で幼児期の教育のみの利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園	量の見込み①	3,888	4,203	4,274	東・中・西 で設定 全3区域
			確保策②		5,868	5,783	
			差引(②-①)		1,665	1,509	
2号認定	3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園	量の見込み①	10,347	9,798	9,675	市町村を 各1区域 として設定 全19区域
			確保策②		10,445	10,623	
			差引(②-①)		647	948	
3号認定	0歳 3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業	量の見込み①	1,581	1,965	1,891	
			確保策②		1,752	1,870	
			差引(②-①)		▲213	▲21	
1・2歳			量の見込み①	6,050	6,277	6,223	
			確保策②		6,082	6,429	
			差引(②-①)		▲195	206	

※1 1号認定の「量の見込み」には、2号認定のうち幼稚園における教育ニーズが高い者を含める。

備考 計画中の量の見込みは、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、また、量の見込みに対し確保の内容が不足している部分についても、定員弾力化による一定の受入が可能であるため、現実の待機児童の発生状況と必ずしも一致しない。

[施策の基本的方向]

- 市町村との連携・調整の強化及び支援の充実による保育ニーズの充足
- 認可・認定の円滑化
 - ・施設が不足する場合や、既存施設が認定こども園へ移行する場合については、原則認可・認定

[参考] 本県の待機児童の状況

本県では、平成18年度以降、4月1日現在の待機児童は発生していませんが、年度中途においては、一定の待機児童が発生している状況です。

(単位:人)

	4月1日現在	1・0月1日現在
平成22年度	0	32
平成23年度	0	29
平成24年度	0	96
平成25年度	0	74
平成26年度	0	89

(2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

認定こども園が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、各市町村及び施設の意向を尊重しつつ、以下のとおり認定こども園の設置目標を定める。

[認定こども園の目標設置数]

(単位:箇所)

類型	平成26年(4月1日現在)	平成31年
幼保連携型	11	43
幼稚園型	1	0
保育所型	5	7
保育機能施設型	0	0
合計	17	50

[施策の基本的方向]

- 認定こども園の普及と移行を目指す施設に対する円滑な移行支援
- 第3子以降の保育料無償化など保護者の経済的負担の軽減
- 本県の自然を活用した野外保育・教育への支援
- 国基準を超えて保育士を配置する施設への支援
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに小学校への円滑な接続の推進

(3) 教育・保育従事者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育の提供に当たって、基本となるのは人材であり、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等、教育・保育に従事する者的人材確保と資質の向上に努める。

[施策の基本的方向]

- 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施
- 保育士・幼稚園教諭等の人材確保支援（待遇改善、研修支援、就職促進・資格取得支援）

[参考] 保育士等の従事見込者数

(単位:人)

区分	算出方法	職区分	平成27年	平成31年
必要従事者数	「最低基準+県独自加配」に対応するため最低限必要な従事者数	保育教諭	370	577
		保育士	2,026	1,782
		幼稚園教諭	101	101
		合計	2,497	2,460
これまでの実態に応じた必要従事者数	国が統計調査を基に、最低基準を上回る配置がどの程度行われているかを示す倍率を県ごとに算定し、当該倍率を最低配置基準に乘じて算定	保育教諭	525	822
		保育士	2,893	2,543
		幼稚園教諭	158	158
		合計	3,576	3,523

※人数は、常勤換算で算出。厚労省が示した全国統一の「保育士見込数算出のためのワークシート」活用し、算出。

【参考】本県の保育士の有効求人倍率の状況

(単位：人、倍、件)

	4月時点			12月時点		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
有効求職者数	124	145	130	100	102	79
有効求人数	84	119	137	119	139	193
有効求人倍率	0.68	0.82	1.05	1.19	1.36	2.44
就職件数	14	8	10	6	6	8

(4) 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援に関する施策の充実と市町村との連携推進

子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援については、以下に掲げる基本的方向を踏まえつつ、本県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に取り組む。

[施策の基本的方向]

○児童虐待防止対策の充実

- ・児童相談所の体制強化
- ・妊婦や子育て家庭の相談体制の整備 等

○社会的養護体制の充実

- ・里親委託等の推進
- ・専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- ・自立支援の充実 等

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・子育て・生活支援の充実
- ・就業支援の推進
- ・養育費の確保 等

○障がい児施策の充実等

- ・地域生活を支える体制の整備
- ・発達障がい支援体制の充実
- ・特別支援教育の充実

○子どもの貧困対策の推進

- ・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿った取組の推進

(5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備との連携推進

子育て支援については、労働者の職業生活と家庭生活との両立が求められることから、そのために必要な雇用環境の整備に関する施策及び関係機関との連携の取組を進める。

[施策の基本的方向]

○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・労働時間の見直し等業務改善や育児休業の取得促進
- ・企業の仕事と家庭との両立に配慮した職場環境づくり 等

○仕事と子育ての両立のための保育環境の充実

- ・放課後児童クラブの充実・確保
- ・休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育等の充実

(6) 教育・保育情報の公表

施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表する。

(7) 子育て支援等に関する施策の着実な推進

本計画に定めるもののほか、子育て王国とつとり条例に基づき策定した子育て王国とつとり推進指針により、次に掲げるような子育て支援等に関する施策を着実に推進する。

- ・結婚を望む方への出会いから結婚までの支援
- ・子どもの医療費助成の18才までの対象拡大
- ・安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
- ・学力の向上、基礎学力の定着等に向けた授業改革の推進、家庭との連携推進 等

損害賠償請求訴訟の提起について

平成27年5月20日
子育て応援課

平成27年3月6日付け（本県受付日 平成27年3月23日）で、次のとおり訴訟が提起され、応訴しましたので、その内容等について報告します。

1 原告

死亡した乳児の保護者

2 被告

鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）

3 請求の趣旨

平成23年2月9日に清水病院びよびよ園（届出保育施設（事業所内保育施設）。以下「施設」という。）で発生した乳児の死亡は、県の施設への指導監督権限不行使によるものであるとして、国家賠償請求（訴額140万円）及び死亡時からの遅延損害金を請求する。

4 請求の理由

県は、児童福祉法第59条に基づいて施設に対する規制権限があるにもかかわらず、①規制権限の不行使及び②規制権限行使の判断基礎となるべき調査実施を十分に行わなかったという不作為による違法がある。

5 応訴の理由

県は適正に調査等の権限を使用しており、違法な状態はないため。

6 経緯

H23. 2. 9	施設で午睡中に、保育士が異変に気づき、救急搬送
H23. 2. 10	乳児死亡
H23. 2. 18	県から厚生労働省へ死因調査中の旨を付して報告
H23. 3. 29	死亡原因（気管支肺炎）が判明し、県から厚生労働省へ報告
H26. 8	保護者が医療法人共済会と保育士2名に対し、約6,500万円の損害賠償を求め、提訴
H27. 3. 6	県に対し、140万円の損害賠償を求め、提訴

「子育て応援しとる券」の誤送付について

平成27年5月20日

子育て応援課

多子世帯の生活支援及び地域の消費喚起に資するため、多子世帯（18歳未満のお子さまが3人以上おられる世帯）の世帯主に対し送付した「子育て応援しとる券」（以下、「クーポン券」という。額面1万円分）について、本来対象者でない方にクーポン券を送付していることが4月30日に判明しました。

1 事実の確認日時 平成27年4月30日（木）10時頃

2 確認までの経過

クーポン券は、発行対象者の抽出を各市町村において行い、県又は市町村から利用開始日である4月29日までに届くよう配達証明により郵送を行った。

この度、クーポン券を受理した方から、「平成27年3月1日時点において、一番上の子は18歳に達しており、18歳未満の子どもは3人以上いないのにクーポン券が送られてきた。」との連絡が県子育て応援課にあり、調査を行ったところ、鳥取市分の発行対象者の抽出作業に誤りがあったことが判明した。

（1）抽出条件

《対象となるお子さまの生年月日》

【正】平成9年3月3日から平成27年3月1日の間に出生

【誤】平成8年3月3日から平成27年3月1日の間に出生

（参考）発行対象者

平成27年3月1日においてお住まいの市町村の住民基本台帳に18歳未満のお子さまが3人以上登録されている世帯主。

（2）誤送付の原因

県と鳥取市相互の確認が不十分であったもの。

（3）誤送付数

220名

3 対応状況

誤って送付したご家庭に、文書によるお詫びと残ったクーポン券を返送いただくよう依頼を行った。

4 再発防止策

事業内容と留意事項が十分に市町村に伝わるよう綿密な連携を行うとともに、再確認を徹底する。

参考

「子育て応援しとる券」の概要

- ① 発行対象 平成27年3月1日においてお住まいの市町村の住民基本台帳に18歳未満のお子さまが3人以上記録されている世帯の世帯主
- ② 発行数 8,810冊（発行対象となる世帯主に1冊送付）
※うち220冊が誤送付
- ③ 1冊の額面 10,000円（1,000円×8枚、500円×4枚）
- ④ 配布方法
 - ・町村から配布（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町）
 - ・上記以外の市町は、県から配布（市町から提供のあった対象者データを基に配布）
- ⑤ 利用期間 平成27年4月29日から平成27年9月30日
- ⑥ 使用店舗 「プレミアム商品券 よりどりみどり 取りとつとり券」の利用店舗

倉吉市で発生した乳児死亡事案への対応について

平成27年5月20日
青少年・家庭課

5月6日に倉吉市において4ヶ月の乳児が死亡した事案について、下記のとおり対応を行うとともに、引き続き再発防止策を検討していくこととしています。

記

1 対策会議等の実施

(1) 緊急の児童相談所長会議 (5/8)

事案の情報共有及び再発予防に向けた検討を行うとともに、今後の事案の検証方針等について協議した。

1ヶ月健診(2/3)、妊娠婦新生児訪問(市の保健師)、乳児家庭訪問(保育士)及び3ヶ月健診(4/18)いずれも、身体に外傷等の異常はなく、通常の虐待発見スキームでは把握が困難な事案への対策が必要である。また、教育段階で将来親となるための学習が重要である。

(2) 圏域毎で児相と市町村による連携会議 (東部 5/19 中部 5/8 西部 5/12)

(3) 関係機関対策会議 (5/14) 今後も随時開催

○参加機関・・・倉吉市(子ども家庭課、保健センター)、県教委体育保健課、警察本部少年課、各児童相談所、子育て応援課、青少年・家庭課

○再発防止に向けた取組の検討

教育段階での働きかけ、妊娠期における対応、出産後の対応の各段階での取組について意見交換を実施した。主な意見は以下のとおり。

- ・教育段階では中・高生に対して自分が親となることについての教育が必要である。
- ・母親・両親学級の取組を行っているが、妊娠期における父親・母親への支援を充実できないか。
- ・父親に対して子育てやその注意点の周知が必要。
- ・母子保健部門でのアセスメントを強化し、世帯の背景など児童福祉部門とも連携しながら調査をしていく必要がある。
- ・SOSが出ないケースについて、訪問や健診を行う側がリスクを見抜く視点を身につける必要がある。

2 今後の対応

(1) 第三者機関による検証 (第1回を6月に予定)

社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会において、今回の事案について検証を行い、再発防止策等について報告、提言をいただく。

検証には、外部から全国で数多くの検証に関わってこられた児童虐待の専門的な知識を有する方に参加いただく予定。

(2) 関係機関対策会議で出された意見について、6月補正対応も含め、順次対応を進める。

「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂について

平成27年5月20日
青少年・家庭課

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成22年3月に策定した「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」は、平成26年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るため、関係者の意見を踏まえながら同計画を改訂しました。

1 計画の概要

(1) 計画期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 計画の構成

国の基本方針にならい、「子育てや生活支援の充実」、「就業支援の推進」、「養育費の確保及び面会交流の推進」及び「経済的支援の充実」の4本柱を基本目標とし、それぞれの項目ごとに現状と課題を整理して具体的な支援施策を定めています。

①子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行なながら就業できるよう、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、公営住宅への優先入居など子育てや生活面で支援するとともに、相談機能の充実を図ります。

②就業支援の推進

ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出などの支援の充実を図ります。

③養育費の確保及び面会交流の推進

ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、養育費や面会交流の決め等の促進に関する啓発等を行います。

④経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ります。

2 計画の改訂方針と主な改訂内容

基本目標は現行どおりとし、「平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査」を基礎資料として、計画策定委員会の有識者等の意見を踏まえながら改訂を行いました。

基本目標	課題・現状	主な計画の改訂内容
子育てや生活支援の充実	ひとり親家庭の相談支援を中心となって担うべき母子父子自立支援員の認知度が低く、異動もあって知識が蓄積されていない。 子どもの学習面まで目を向ける余裕がなく、家庭での学習習慣が身につかないことが多い。 各種ひとり親家庭支援施策の周知が不十分。	母子父子自立支援員の研修体制を強化し、母子父子自立支援員の資質向上を図る。 市町村のひとり親家庭学習支援事業の実施促進、学習会場までの送迎支援の実施。 ひとり親家庭支援施策を紹介するスマートフォンサイト等を開設し、広くひとり親家庭に対して事業の周知を行う。
	ひとり親家庭の約9割が就業しているが、雇用形態は、特に母子家庭においてパート勤務の割合も高い。	就業に有利な資格取得を促進するため、国家資格取得のために就業する際の給付金の支給期間を延長する。(高等職業訓練促進継続給付金)
	養育費及び面会交流の取り決めや実施が進んでおらず、相談も行っていないひとり親家庭が多い。	子どもの健やかな成長のための養育費及び面会交流の理解を深めるための啓発を推進するとともに、母子父子自立支援員の相談機能を強化する。
支援の経済的	各種経済的支援制度について周知が進んでいない。	(再掲)ひとり親家庭支援施策を紹介するスマートフォンサイト等を開設し、広くひとり親家庭に対して事業の周知を行う。

「とっとり若者自立応援プラン」の改訂について

平成27年5月20日
青少年・家庭課

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」について見直しを行いました。

子ども・若者の自立を応援するために県の取組の方向性を示すとともに、その推進を図るため、若者を対象とした意見交換会や県政参画電子アンケート、パブリックコメントを実施し、青少年問題協議会の意見を踏まえ改訂を行いました。

1 プラン改訂の概要

(1) 計画期間

第1期・・・平成24年4月～平成27年3月

第2期・・・平成27年4月～平成30年3月・・・今回改訂

(2) 対象

概ね10～20歳代までのすべての方及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有する方

(3) 構成

「青少年の巣立ちを応援」「困難な状況からの自立」の2本柱を基本とし、6項目で構成

青少年の巣立ちを応援

①職業生活のスタートを応援

若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会を確保する。

②様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備

子供・若者が芸術、文化、スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を整備する。

③互いに支え合う関係づくり

社会に関わりながら様々な体験を積むことにより、子供・若者が地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境を整備する。

④被害者にも加害者にもならないための支援

子供・若者が被害者にも加害者にもならないよう、安全に暮らすための知識を身につけるとともに、安心して生活できる環境を整備する。

困難な状況からの自立

⑤困難な状況に応じた青少年と家族への支援、⑥支援の質の向上

貧困、不登校・ひきこもりなど様々な困難な状況にある子供・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を図る。

2 計画の改訂方針と主な改訂内容

体系	現状・課題等	主な改訂内容
青少年の巣立ちを応援	職業生活のスタートを応援	・雇用のミスマッチによる早期離職
	様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備	・若者の活動に関する情報提供を一元的に行う体制が整っていない。 ・若者が主体的に活動できる環境が不十分
	被害者にも加害者にもならないための支援	・インターネット利用環境（ペアレンタルコントロール）、薬物濫用（危険ドラッグ）等、新たな社会問題が生じている。
困難な状況	困難な状況に応じた青少年と家族への支援、支援の質の向上	・一般就労と福祉就労との間に位置するような中間的就労の場がない。 ・きめ細かな就労支援を行うためのマンパワーが不足している。 ・子供の貧困が社会問題となっている。

平成 27 年度 热中症予防啓発等に係る取組について

平成 27 年 5 月 20 日

健 康 政 策 課

本県における熱中症対策については、例年、本格的な夏を迎える前に昨年度の状況等を踏まえ、「鳥取県熱中症対策連絡会議」を開催し、平成 27 年度の目標設定を行うとともに、関係機関において新たな取組等の情報共有を行いながら、下記のとおり実施することとしました。

1 第 1 回鳥取県熱中症対策連絡会議の概要 (※平成 22 年度から開催。)

○開催日時：平成 27 年 5 月 14 日 (木)

○参加機関：鳥取地方気象台、鳥取労働局、各消防局、市町村、小中学校長会、統轄監、県関係部局（未来づくり推進局、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会）

○内 容：・平成 26 年度熱中症対策の概要（報告）

・平成 27 年度夏の特徴（気温）等について（鳥取地方気象台より）

・関係機関の熱中症対策への取組について

○課 題：熱中症救急搬送の約半数を高齢者が占め、現行対策に加えさらなる取組の強化が必要。

2 平成 27 年度における目標設定と取組

(1) 平成 27 年度の目標設定

■救急搬送者数 250 人以下 ■死亡事例 0 件

(2) 高齢者への直接的なアプローチ（対面での声かけ等）の強化

■「温度計付熱中症声かけシート」の活用（新規）

→温度計付熱中症声かけシート（別添）：液晶温度計により気温と危険度を見える化したシートシートを民生児童委員に配布し、日中一人で過ごす高齢者各戸を訪問し、気温別の具体的な対処方法・熱中症予防について声かけを行う。

※平成 27 年度は、倉吉市と湯梨浜町でモデル的に実施

(3) 平成 26 年度の取組の継続とともに、鳥取県熱中症対策連絡会議において取組の評価・検討を随時実施し、早期の予防や重症化予防に各機関が取り組めるようにしていく。

<参考>

○平成 26 年度熱中症対策の概要

・平成 26 年度は気温が低く、平成 25 年度より熱中症搬送件数が減少し、都道府県別人口 10 万人あたりの搬送件数は、ワースト 1 位から 3 位と減少し、死亡事例発生がない結果であった。

・9 月末現在で 191 件 (H25 年度：338 件) に対し △147 人 (△43.5%)

※搬送者中、高齢者（65 歳以上）の割合が一番多く、93 人 (48.7%) であり、高齢者の搬送割合が横ばい状態。

※症例別では、死亡が 0 (0) 名、重症が 3 (3) 名、中等症が 84 (142) 名、軽症が 104 (165) 名。

・重症者 3 人は、高齢者であった。

【熱中症搬送者数の推移】

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
真夏日 (うち猛暑日)	70 日間 (30 日間)	64 日間 (13 日間)	72 日間 (26 日間)	70 日間 (17 日間)	42 日間 (8 日間)
救急搬送者数	374 人	317 人	356 人	338 人	191 人
人口 10 万人当たり搬送者数 (ワースト順位)	60.62 人 (全国 1 位)	47.61 人 (全国 2 位)	59.29 人 (全国 1 位)	57.25 人 (全国 13 位)	31.31 人 (全国 30 位)

○平成 26 年度の取組

①「熱中症特別警報（予想最高気温 35℃ 以上の場合）」「熱中症警報（予想最高気温 30℃ 以上の場合）」
2 段階発令とし、より一層の注意喚起を行った。

②砂丘対策の取組 注意喚起の徹底（リーフレット作成・配布、看板設置、個別の注意喚起等）によ
り救急搬送件数が大幅に減少 2 件 (H25 年度：15 件)

③広報 マンガを使用したテレビコマーシャル、新聞・県政だより・電光掲示板等、うちわ・リーフ
レットの配布等で注意喚起を行った。

熱中症予防声かけシート

▼ この液晶温度計の温度を見てください! ▼

屋内での
声かけ
方法

37

°C

危険(湿度75%)

厳重警戒

注意

警戒

危険

注意

危険

警戒

危険

油断していると熱中症を発症する可能性があります。

声かけ例

のどが渴かなくても
こまめに水分補給を
しましょう。

熱中症を発症する
可能性が高い状況です。

熱中症を発症する
可能性が極めて高い
状況です。

危険

こんな症状があつたら
熱中症を疑いましょう

声かけ例

のどくらみ・汗が止まらない等
頭痛・吐き気・体がだるい等
けいれん・高い体温・まっすぐに歩けない・走れない等

すぐにエアコンや
扇風機を使い室温を
下げましょう。

声かけ例

エアコンや扇風機を
上手に使い、室温を
下げましょう。

声かけ例

暑いと感じなくとも
積極的に室温調整を
しましょう。

声かけ例

すぐにエアコンや
扇風機を使い室温を
下げましょう。

鳥取県

がん診療連携拠点病院の指定更新について

平成27年5月20日
健康政策課

全国のどこでも質の高いがん医療を提供することができるよう厚生労働大臣が指定している「がん診療連携拠点病院」について、指定期間が平成27年3月末となっていたことから、平成27年4月以降の指定について、指定推薦書を提出していたところ、県の推薦のとおり厚生労働大臣から指定されました。

1 がん診療連携拠点病院について

(1) がん診療連携拠点病院とは

全国どこでも質の高いがん医療を提供できることを目的に、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援等を行う病院として、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が指定するもの。

(2) がん診療連携拠点病院の主な種類

ア 都道府県がん診療連携拠点病院（都道府県に1箇所）

都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築等に関する中心的な役割を担い、イの地域がん診療連携拠点病院等に対するがん医療の専門的知識・技能の支援などのほか、県内がん診療に係る情報の共有・評価等を行う。

イ 地域がん診療連携拠点病院（原則として二次医療圏に1箇所とし、都道府県拠点病院が整備されている医療圏を除く。）

当該二次医療圏内において、がん医療提供の中心的役割を担い、地域のがん診療に携わる医療機関との連携協力体制を構築するとともに、専門的ながん医療の提供等を行う。

(3) 前回の指定期間

平成22年4月～平成27年3月（原則：4年間＋延長：1年間）

2 今回の指定更新内容

区分	病院名	指定期間
都道府県がん診療連携拠点病院	鳥取大学医学部附属病院	H27年4月～H28年3月（1年間） 次の必須要件を27年度中に具备する必要がある。 ● 緩和ケアセンターの設置 ● 国が指定した研修を受講した相談支援員の配置
地域がん診療連携拠点病院	東部医療圏	県立中央病院 H27年4月～H31年3月（4年間） 鳥取市立病院 H27年4月～H31年3月（4年間）
	中部医療圏	県立厚生病院 H27年4月～H31年3月（4年間）
	西部医療圏	米子医療センター H27年4月～H28年3月（1年間） 次の必須要件を27年度中に具备する必要がある。 ● 国が指定した研修を受講した相談支援員の配置

指定難病の追加について

平成27年5月20日
健康政策課

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、同法に基づき110疾病が指定難病として医療費助成の対象とされていましたが、5月13日付けでポルフィリン症を始めとする196疾病が告示され、7月から医療費助成の対象となりましたので報告します。

指定難病（第二次実施分）
別添の196疾病
<現行110疾病 → 306疾病に拡大>

今回、追加された指定難病の方に、医療機関で診断の上、医療費助成の申請をしていただくよう、様々な媒体により周知を図っていく。

＜参考＞

1 難病の定義

- 発病の機構が明らかでなく
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって
- 長期の療養を必要とするもの

指定難病

医療費助成の対象

難病のうち、以下の要件の全てを満たすものを、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定

- 患者数が本邦において一定の人数に達しないこと
- 客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

2 医療費助成制度の概要

(1) 医療費助成の対象疾患の拡大

- ・旧制度56疾病 → 110疾病(H27.1月～) → 306疾病(H27.7月～)

(2) 自己負担割合

- ・2割

(3) 自己負担限度額等

- ・負担上限は、障害者医療（更生医療）をベースに設定（0～30,000円／月）

（配慮事項）

- 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮

　　障害者医療（重度かつ継続）と同じ上限設定（最大20,000円／月）

- 高額な医療を要する軽症者への配慮

　　軽症の難病患者は原則助成対象としないが、高額な医療を要する者は対象

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
(1~110については平成27年1月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髓性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髓性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脑皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオൺ病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天泡瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癥(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	頭微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎

番号	病名
56	バー・エット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性囊胞腎
68	黄色鞘帯骨化症
69	後縦鞘帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壞死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性肝硬変
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオビリン関連周期熱症候群
107	全身型若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群

**難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
(111~306については平成27年7月から医療費助成を開始)**

番号	病名
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髓膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニ一欠神てんかん
143	ミオクロニ一脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニ一脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症

番号	病名
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癖
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	有馬症候群
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーザン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダ一・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマ又エル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
(111~306については平成27年7月から医療費助成を開始)

番号	病名
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α -1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸收不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症

番号	病名
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カリコロニクロン血症
263	脳膜黄色腫症
264	無βリポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髓炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球病
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性出血病XII
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性脾炎
299	囊胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遲発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎

鳥取県地域医療構想の策定について

平成27年5月20日
医療政策課

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっていることから、二次保健医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や医療提供体制のあり方など、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療ビジョンを策定する。

1 構想策定、実現に向けての考え方・案

- ・地域の医療需要の将来推計、医療法第30条の13第1項の規定による報告（病床機能報告）等の活用により、地域医療構想を策定する。
- ・構想を策定し、その達成のため、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実並びに医療従事者の確保・養成に努める。取組には地域医療介護総合確保基金を活用する。
- ・構想区域ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策、その他の地域医療構想を達成するために必要な協議を行う。
- ・市町村が中心となって進める地域包括ケアシステムの構築に資するよう、介護保険法に定める都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画等との整合性も留意する。

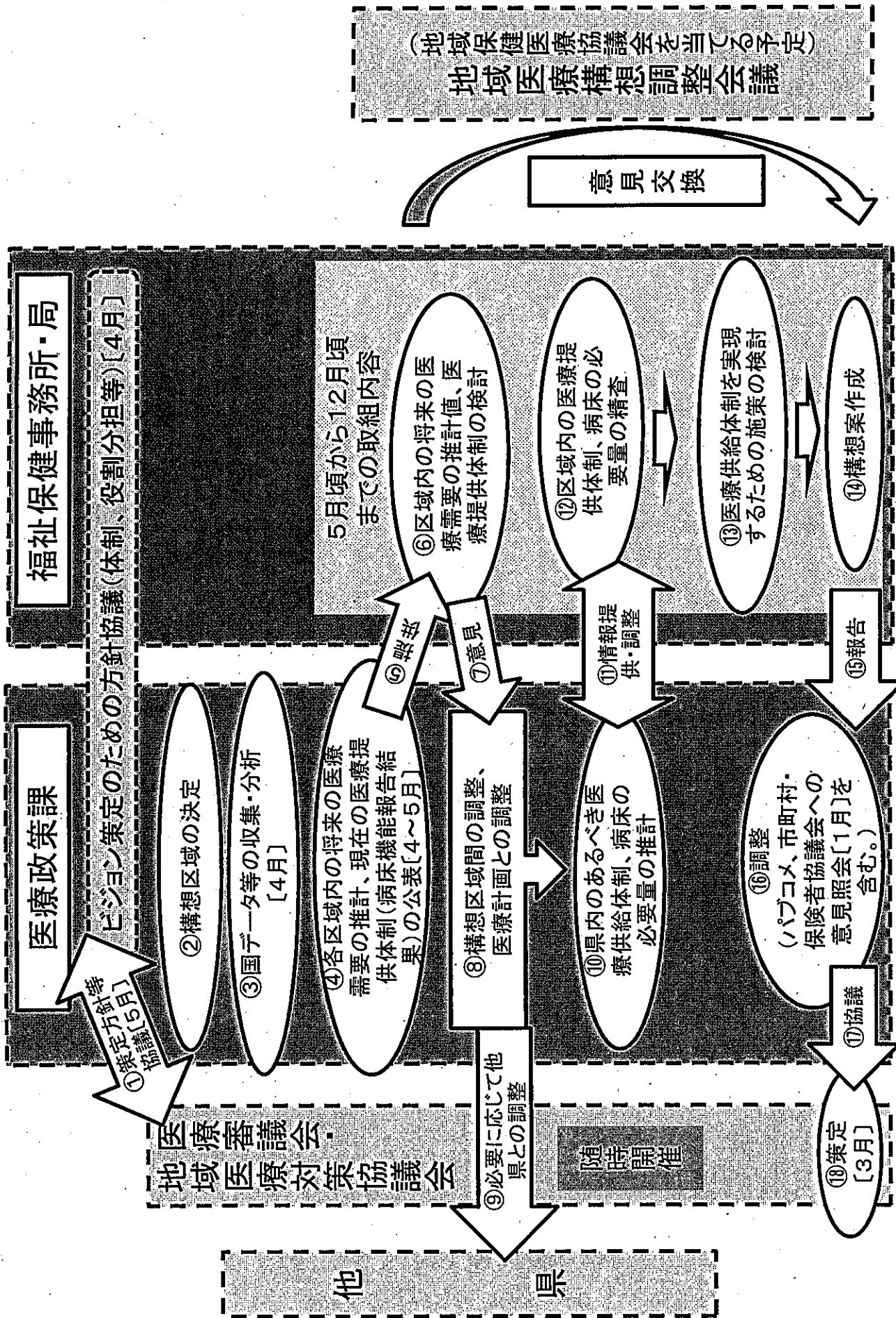
2 構想の構成（イメージ）

区分	項目	内 容
第1	基本的事項	構想策定の趣旨、基本方針 等
第2	構想区域の現状	病床機能報告等のデータを評価・分析 等
第3	医療需要の推計	高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能及び在宅医療 等
第4	医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計	各機能の医療需要は構想区域ごとに推計 2013年度の性・年齢階級別の入院受療率×当該構想区域の2025年の性・年齢階級別推計人口の総和 等
第5	2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策	病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成 等

（参考）医療機能の区分

区分	内 容
高度急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ・特に、急性期を経過した脳血管患者や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活動作）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期機能	・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

地域医療構造策定のスキーム(イメージ図)



県内看護師養成施設の入学者の状況等について

平成27年 5月20日
医療政策課

平成27年4月に学校法人藤田学院及び学校法人大阪滋慶学園が設置する新たな看護師養成所が本県内で開学しました。これを受け、本県における正看護師の養成定員数は160名増え、415名となりました。養成施設毎の入学状況は以下のとおりです。

また、本県における看護師等養成定員の増加を受け、鳥取県看護職員修学資金貸付金の新規申請数が104名増え、過去最多の428名となりました。

1 平成27年度の正看護師等養成施設の入学者の状況

各年4月 医療政策課調査

養成施設名		1学年定員 (※27年度定員)	入学者数(人)											
			H27年度			H26年度			H25年度			H24年度		
			計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外
大学	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻	80	83	26	57	82	32	50	80	34	46	81	28	53
	鳥取看護大学(H27年度新設)	80	80	56	24									
看護師 （大学は保健師も取得可）	鳥取県立鳥取看護専門学校	40	41	37	4	40	39	1	38	36	2	37	36	1
	鳥取市医療看護専門学校(H27年度新設)	80	83	76	7									
	米子医療センター附属看護学校	40	43	26	17	40	30	10	41	28	13	37	18	19
	鳥取県立倉吉総合看護専門学校	35 (1看)	35	32	3	35	34	1	35	33	2	35	34	1
2年課程		20 (2看)	20	20	0	20	20	0	20	20	0	20	18	2
5年一貫	米子北高等学校	40	26	23	3	40	34	6	47	44	3	40	37	3
合計		415	411	296	115	257	189	68	261	195	66	250	171	79
県内出身者の割合(%)			72.0			73.5			74.7			68.4		

2 平成27年度鳥取県看護職員修学資金 新規貸付申請の状況

(単位:人)

進学先	27年度(A)	26年度(B)	(A) - (B)
県内養成施設	340	227	113
県外養成施設	88	97	▲9
合計	428	324	104

<概要>

○県内養成施設

- 既設8校: ▲22人、新設2校: +135人

→県内に看護師養成施設が2校増えたことにより、県内校からの申請数が大幅に増加した。

○県外養成施設

- ▲9人

→県外校からの申請数が減少すると推測していたが、実際の減少は9名にとどまった。

第3回三朝医療センターのあり方に関するWGの検討結果について

平成27年5月20日
医療政策課

3月26日（木）三朝医療センターのあり方に関するWGが開催されましたので、その概要について報告します。

（結論）

- ① 三朝医療センターが担ってきた医療サービスを維持するため、中部医師会による寄附講座によって、三朝医療センターの医療機能を三朝温泉病院に集約する。
- ② 三朝医療センターの建物については、三朝医療センターの施設内の温泉資源、地球物質科学研究所センターの研究資源、三朝温泉の観光資源などを活用し、有効利用することを関係者で検討する。

【概要】

第3回（3月26日）

岡山大学から「三朝医療センターのあり方等」について以下のとおり説明。

- 三朝医療センターの医療機能を三朝温泉病院に集約すること（中部医師会による寄附講座に岡山大学が医師2名を派遣）。
- 岡山大学として、三朝医療センターの建物については、地域貢献できる形での有効活用を町と県と一緒に検討したい。しかしながら大学は、施設整備については財政が厳しく対応出来ないため、地方創生の資金の活用などを検討してほしい。
- 具体的な活用方策については、今後、岡山大学、町、県がメンバーを出しあい検討したい。

⇒

これらの発言に対し、三朝医療センターの活用策を含めた前向きな意見であると評価、この構想を前提に、三朝医療センターの医療機能については、三朝温泉病院に集約し、医療センターの職員の待遇については、岡山大学が責任を持って対応することとする方針が了承された。

【今後の対応】

三朝医療センターの活用策について、町として「まち・ひと・しごと総合戦略」の中に盛り込むことを検討される意向であり、三朝医療センター有効利用の検討チームへの参加等も含め、引き続き、三朝町の意見を踏まえ支援する。

